意見書（案）第25号

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の充実を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月30日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明　様

提出者　三鷹市議会議員　野　村　羊　子
賛成者　〃　紫　野　あすか

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の充実を求める意見書

現在、厚生労働省では「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）（2024年４月施行）に関して、2027年度の見直しに向けた「困難な問題を抱える女性の支援に関する検討会」が開催されている。その検討会には現場の声が反映されることが必要であり、本法律に基づく施策を各自治体で確実に実行するためには、以下の点が必要である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

１　国や東京都は、市区町村の施策推進を後押しする予算措置を含む対策を講じること。

女性支援法に基づく取組が地域格差なく着実に進むように、女性福祉の現場を担う基礎自治体が当事者、市民、民間団体と共に地域の課題を把握し、計画策定とそれに基づく実質的かつ具体的な施策の推進に向けて、一層の努力を重ねていくこと。

２　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画には、「区市町村に対する支援を行うと共に、区市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を働きかけていく」旨が明記されている。これを踏まえ、東京都が主体となって都内自治体における支援の実態把握調査を定期的に実施し、既に実施済みの調査結果を含めて都民に公表するとともに、自治体間格差是正のための具体的施策を講じること。

３　国は、女性支援法施行後の変化や現場の課題等を把握するための全国調査を早急に実施し、今後の施策拡充に係る検討と法改正に向けた議論に生かすこと。

４　各自治体が、形式的な会議にとどまらない、女性支援法に基づく支援調整会議開催の意義を実感できるよう、国が、先行する好事例の情報を収集、把握し、全自治体に対して積極的に共有し、実践を広げていくこと。

５　国及び東京都は、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示す一時保護に関する８項目の基準を改めて周知するとともに、女性相談支援センターにおいて当該基準に基づく保護を徹底すること。

６　開かれた女性支援と支援の均質化に向けて、国は、女性相談支援員の業務に関連して、「安全確保と情報公開の両立」に関する指針を示すこと。東京都は、各自治体間の経験交流の機会を設ける等の工夫を講じること。

７　これまで、内閣府のＤＶ防止法による支援が、厚生労働省の婦人保護事業の活用に依拠してきた歴史がある。女性支援室は厚生労働省に置かれたが、男女共同参画の担当は内閣府である。中央省庁の縦割り行政が自治体施策にも影響してお

り、縦割りの弊害解消に係る調整と連携強化が重要である。国は、社会福祉を担う厚生労働省と、人権、ジェンダー平等を担う内閣府の緊密な連携をはじめ、省庁間の一層の連携強化に努めるとともに、東京都や基礎自治体においても、福祉所管と人権男女共同参画所管の連携強化に向けた具体的方策を講じること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和８年９月30日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明